

「港区立六本木中学校 いじめ防止対策会議及び委員会」の設置要項

港区立六本木中学校では、文部科学省による「いじめ防止対策推進法」の告示、及び「港区立六本木中学校 いじめ対策基本方針」に基づき、以下のとおり「港区立六本木中学校 いじめ防止対策会議」を設置する。

第1章 総則

第1条 目的

「港区立六本木中学校 いじめ防止対策会議」（以下、会議という）は、外部の関係者と共に校内外のいじめ等に関する情報交換を行い、学校及び保護者・地域におけるいじめ等に関する防止について協議を行い、具体的な対策を行うために設置する。

第2条 いじめの定義

「港区立六本木中学校 いじめ対策基本方針」に基づき、いじめの対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2章 会議の構成

第3条 会議の構成員

校長、副校長、生活指導主任、スクールカウンセラー、麻布警察署員、子ども家庭支援センター、保護者代表、地域代表で構成し、校長を代表者とする。

2 開催

校長は、必要に応じて会議を招集し、各構成員からの意見を集約して具体的な対策を講ずる。

第3章 委員会の活動内容

第4条 生徒指導への支援

生徒に対して、道徳や総合的な時間、学級活動等とおして、いじめ等の防止のための指導やたより等による啓発等に関する活動内容や活動方針について検討し、学校における生徒への指導に対して支援を行う。

2 保護者・地域への啓発に対する助言

家庭や地域に対して、いじめ等の防止のために保護者会や研修会等の開催、各種たよりの発行等に関する学校への助言を行う。

3 関係機関との連携への働きかけ

深刻ないじめに対して、保護者に対する助言のあり方や教育委員会や児童相談所、警察等との連携の図り方について助言を行う。

第4章 校内指導体制

第5条 校内体制

本会議の下に、「いじめ防止対策委員会」（委員会という）を設置する。

- 2 委員会の委員は、校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭とし、委員長は校長とする。
- 3 委員会は、必要に応じて校長が召集し、いじめに関する情報交換やいじめ予防対策、及び緊急時の対応について協議し、各分掌に具体的な指示を行うとともに関係機関との連携を推進する。

第5章 関係機関との連携

第6条 関係機関との連携

学校は、いじめ発生に対する早期発見・早期対応やいじめに対する未然防止対策に関して、日頃から港区教育委員会の指導の下、麻布警察署、港区子ども家庭支援センター及び児童相談所等と情報を共有するとともに、必要に応じて関係機関と連携して迅速かつ適切に対応する。

第7条 保護者・地域との連携

学校は、いじめ発生の早期発見・早期対応に当って保護者・地域と連携して行う。また、学校は、本委員会の下、保護者・地域に対して、定期的にいじめ防止対策に関する啓発活動を行う。

附則 「港区立六本木中学校 いじめ防止対策会議及び委員会」は、平成25年9月4日より施行する。

<平成27年度 いじめ防止対策会議構成員>

役 職 名	氏 名	
○有識者等		
麻布警察署員	鎌田 聖也	麻布警察署生活安全課少年係長
子ども家庭支援センター	服部 由子	子ども家庭課
弁護士	下田 久	本校学校弁護士
スクールカウンセラー	伊藤 善美	本校スクールカウンセラー
	久保 由佳	本校スクールカウンセラー
保護者代表	太田 智昭	PTA 会長
地域代表	中根 秀興	青少年対策六本木地区委員会会長
○いじめ防止対策委員会		
校 長	石原 嘉人	(代表)
副校長	横田 春視	
生活指導主任	森 美隆	
養護教諭	大山 尚子	(いじめ相談窓口)
1 学年主任	勝山 幸子	
2 学年主任	石坂 重雄	
3 学年主任	木曾 幹彦	